

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

1 日時

平成24年10月11日（木曜日）

午前10時2分開会、午後0時1分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村 誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、五日市王委員、高橋昌造委員、高橋 元委員、小野 共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木努委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉 伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨耄朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、関根敏伸委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、岩渕 誠委員、後藤 完委員、名須川晋委員、飯澤 匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

伊藤勢至委員

5 事務局職員

及川事務局次長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、米内主任主査、菊池主査、今主査

6 説明のために出席した者

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監、宮復興局総務課総括課長、森復興局企画課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、鈴木復興局生活再建課総括課長、紺野政策地域部市町村課総括課長、伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、木村商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、吉田県土整備部建設技術振興課総括課長、渡邊県土整備部都市計画課総括課長、澤村県土整備部建築住宅課総括課長、熊谷医療局経営管理課総括課長、石川教育委員会事務局教育企画室企画課長、渡辺総務部総務室放射線影響対策課長、平野政策地域部政策推進室調整監、野中政策地域部地域振興室交通課長、

松本環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、
渡邊復興局まちづくり再生課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

- (1) 岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について
- (2) 社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について
- (3) 現地調査の実施について
- (4) その他

9 議事の内容

○田村誠委員長 おはようございます。ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程第1、岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について、及び関連します日程第2、社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について一括して執行部から説明願います。

○蓮見復興担当技監 岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況、それから社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について一括して御説明を申し上げます。

初めに、復興計画に基づきこれまで行ってまいりました取り組みの状況について御説明いたします。お手元にこの関係で3点資料をお配りしてございます。配付資料の1-1から1-3まででございます。

まず、進捗状況についてでございますが、配付資料1-1、復興実施計画における主な取り組みの進捗状況について、これに基づき御説明をさせていただきます。

第1期の復興実施計画でございますが、計画に基づく事業の進捗状況、県民の復興に関する意識、それから昨年8月の計画策定段階では明らかでなかった国の施策や財源などを踏まえまして見直しを図ることとし、去る8月3日の県議会復興特別委員会において御説明し、その後8月10日に改定したところでございます。この資料は、この改定を受け8月末時点のデータをもとに作成してございます。

2ページをお開きください。本日は改定後の第1期復興実施計画に掲げる22の取組項目ごとに2ページから3ページの表に記載した事業について、そのうちの主な事業について進捗状況を御説明したいと思っております。

まず、4ページからが「安全」の確保についてでございます。取組項目、防災のまちづくりの(1)災害廃棄物緊急処理支援事業をごらんください。災害廃棄物処理は、県内外の地方公共団体や企業の御協力も得ながら処理を進めているところでございまして、がれきの推計量525万トンに対し、処理率は8月末現在で右下にございます15.5%となつてご

ざいます。

次の5ページの下、(3)のまちづくり計画策定状況をごらんください。各市町村のまちづくりの基盤となります都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、こういった面的なまちづくりの事業でございますが、復興交付金を活用しながら具体化を進めているところでございます。

6ページの表に記載された箇所については、市町村ごとに地区名を記載してございますが、採択をされている状況でございます。

8ページをごらんください。(4)海岸保全施設整備事業でございます。復旧、復興を行う海岸保全施設は、県と市町村合わせて136カ所ございますが、このうち表にありますとおり、既に22カ所で工事に着手してございます。このうち小内内海岸とか原子内海岸——これは洋野町でございますが——などでは事業が既に完了している状況でございます。

11ページから「暮らし」の再建でございます。取組項目の生活・雇用、(1)災害復興公営住宅等整備事業でございますが、被災者の住宅を確保するために災害公営住宅については、県と市町村合わせて約5,600戸を整備する予定としてございます。釜石市の平田地区、野田地区につきましては、工事契約準備中となっておりますが、既に建物本体の建設工事の契約は行われ、着工しているところでございます。

次に、12ページの中ほどの(4)事業復興型雇用創出事業でございますが、8月の実施計画の見直しにより追加した事業でございます。これまでの雇用実績は911人、平成26年3月末の第1期目標の6.1%ということで、今後さらに利用が拡大するように周知を図っていくところでございます。

次に、取り組み項目、保健・医療・福祉でございますが、13ページの(2)被災地医療施設復興支援事業をごらんいただきたいと思います。沿岸地域の病院及び診療所でございますが、下の表にあります病院・診療所計というところ、240施設のうち127施設が被災してございます。これらの被災施設のうち第1期実施計画におきましては34施設の移転新築の支援を行うこととしております。これまでに5施設の支援を行っているところでございます。

次に、16ページでございますが、取組項目、教育・文化の(1)学校施設災害復旧事業でございます。表にありますとおり、沿岸部の学校施設は県立学校19校、それから市町村立学校が67校、私立学校7校が被災しております。これまでの復旧率は、県立学校で78.9%、市町村立学校で38.8%、私立学校で85.7%となっております。今後とも関係機関と協力して学校施設の早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

19ページから三つ目の「なりわい」の再生でございます。取組項目、水産業・農林業、(1)共同利用漁船等復旧支援対策事業でございます。被災漁船数は1万3,271隻に上っております。県では、漁業協同組合による一括整備の支援を行っておりまして、平成25年度までの第1期の整備目標の6,800隻に対しまして、これまでに89.4%の整備が進んだところでございます。

(2) の水産業経営基盤復旧支援事業（養殖施設）をごらんいただきたいと思います。養殖施設につきましては、被害が2万5,841台となっております。県では、共同利用施設での復旧、整備を支援しておりまして、第1期の整備目標1万9,885台に対しまして、これは66.1%の整備率となっております。

次に、20ページでございます。(8)の農地等災害復旧事業でございますが、甚大な被害を受けた8市町村の農地復旧を実施しておりまして、第1期の本復旧面積264ヘクタールに対しまして、これまで79.6%の整備率となっております。

続きまして、次の21ページ、取組項目、商工業でございます。(1)の復興支援ファンド設立支援事業をごらんください。被災企業の事業再開の妨げになります二重債務問題、この解消のために既存債権の買い取りを行う復興支援ファンド、岩手産業復興機構でございます。これを設立し、再建支援を進めております。8月末現在で324社からの相談を受け付け、51件につきまして実際に支援措置を講じてございます。なお、これまでに岩手県産業復興相談センターから債権の買い取り要請を受けて買い取り決定した件数につきましては、10月5日現在で最新の情報では27件ということになっているところでございます。

以上が実施計画に基づく主な取り組みの説明でございました。県では、復興の取り組みが着実に成果を上げているか確認するために各種調査を実施しております。最近取りまとめた被災者及び被災事業所等の状況に関する二つの調査結果につきまして、続けて御説明をいたします。

初めに、配付資料1—2でございます。平成24年第3回いわて復興ウォッチャー調査結果報告でございます。1ページ目をごらんいただきたいと思います。この調査は、沿岸12市町村に居住または就労しておられる方153名を対象に3カ月に1回調査を実施しているものでございます。お手元にお配りしている調査結果は、第3回目の結果でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。主に三つの点について調査をいたしておりますが、調査項目の1点目でございます。被災者の生活の回復に関する実感でございますが、回復した、やや回復したの合計が45.2%ということになってございます。今回の調査で初めて、あまり回復してない、回復してないと回答された方の合計を上回ったこととなります。自由記載のところに理由が書かれておりますが、これを読みますと進展を評価する意見もございませう一方、高台移転とか、災害公営住宅の建設のおくれや仮設住宅に住み続けることへの不安、こういったものに関する記述も多かった状況でございます。

それから、4ページ目が2点目の地域経済の回復に対する実感の項目でございます。地域経済の回復度につきましては、やや回復した、回復したの合計が44.4%ということで、前回の調査に比較して13ポイントほど上がってございます。これにつきましても同様に3回目の調査で初めて、あまり回復してない、回復してないの合計を上回ったところでございます。判断理由を見ますと、水産業の復興あるいは建設業の好況を指摘する意見も多くございました。また、地元企業の転出ですとか、漁業従事者の減少とか、地域経済全体の停滞を懸念する回答も多かったところでございます。

そして、3点目でございますが、6ページでございます災害に強い安全なまちづくりに対する実感でございます。安全なまちづくりの達成度については、あまり達成していない、達成していないの合計が71.8%でございます。前回に比べて9.7ポイントほど下がってはおりますが、いまだ多くの方が実感を得ていないという状況でございます。判断理由を見ますと、行政による計画の公表や工事の開始が見てとれるようになったといった肯定的な回答がある一方で、防潮堤の整備が進んでいないことによる安全への不安に関する回答が目立ったところでございます。以上がウォッチャー調査でございます。

次に、産業の復旧、復興状態につきまして、配付資料1—3、平成24年第2回の被災事業所復興状況調査、これに基づきまして御説明いたします。1ページ目でございますが、この調査、甚大な被害を受けた沿岸の12市町村で被災した事業所を中心とした2,519事業所を対象に本年8月に実施したものでございます。

2ページ目でございますが、調査項目の1つ目、事業再開の状況でございます。再開済と回答した事業者は51.5%で、2月に行った前回調査に比べまして5.3ポイント上昇しました。再開済と一部再開済、これを合わせますと77.9%で、これにつきましては4.5ポイントほど前回調査より上昇したところでございます。産業分野別に見ますと、再開済または一部再開済と回答した事業所で最も割合が高かったのは建設業でございます。逆に最も低かったものが卸売小売業となっております。なお、水産加工業につきましては、前回再開済とか、一部再開済の割合が56%でありましたが、今回の調査につきましては75.2%ということで再開の割合が最も上昇した業種になってございます。

3ページ目が事業所の復旧状況でございます。この調査項目は、直接被害を受けた建物や設備の全体的な復旧の程度をお伺いしております。調査結果では、およそ半分以上復旧と回答した事業所が46.0%で、6.5ポイント上昇ということでございます。

次のページ、4ページ目でございますが、雇用の状況について調査したものでございます。表に来年2月ごろまでの雇用予定とその後の雇用予定を聞いたものを記載してございます。来年2月ごろまでの雇用増数はゼロ人という回答の割合が一番高いわけでございますが、1人以上の雇用増を予定している事業所が36.3%となっております。また、来年2月以降に1人以上の雇用増を予定している事業所は29.5%ということでございました。

この御回答いただいた事業所の雇用者の増数を合計いたしますと、来年2月までの間に約2,100人、来年2月以降の約1,500人、合計で約3,600人の新たな雇用が見込まれるという状況でございます。

次に、大きな2点目でございますが、社会資本の復旧・復興ロードマップでございます。先日更新し、公表させていただきましたので、概要を配付資料2により御説明いたします。カラーのA3判のものでございます。1ページ目に策定の趣旨がございます。御案内のとおり、被災者や被災地の事業者が今後の生活再建や産業再生を具体的に検討していただくために必要な身近な社会資本の復旧、復興の工程についてわかりやすく情報提供することを目的に策定をしてございます。年4回程度の更新を予定しているところでございまして、

今回第1回目の更新ということでございます。

お手元の資料でございますが、8月末に復興交付金の交付可能額通知がございましたので、それを踏まえて事業箇所を追加更新、それから内容の充実を図りまして、9月27日に公表させていただいたものでございます。ロードマップの構成でございますが、これまで5分野、①から⑤まで主要5分野を対象としてきたところでございますが、被災者の皆様方から県政懇談会などでいろんな御意見をいただきまして、新たに港湾、医療、それから教育の3分野を追加することといたしました。今回の更新作業に合わせて事業箇所やスケジュール等を掲載させていただいております。

ロードマップにつきましては、総括表、それから市町村別工程表で構成されておりますが、今回沿岸12市町村の市町村別工程表のほかに復興道路と復興支援道路、これは内陸部にもございますので、その他の市町村として1枚作成しまして、最後に追加しています。その下のところに工事の着手と完了を記号で表示と書いてございますが、これは後ほど御説明いたします。

2ページ目が年度別の整備スケジュールでございます。社会資本の主要8分野につきましておおむねの整備スケジュールを記載してございます。7月の時点から変更のありました地区数や分野につきましては、赤字にさせていただいております。下段の三つにつきましては、新たに追加した港湾、医療、教育の3分野となっております。港湾分野では、国の湾港防波堤4地区や県管理の重要港湾4港、地方港湾2港の6港、合わせて21地区の港湾施設について記載してございます。医療分野では、県立病院3カ所、市町村立医科診療所の2カ所の計5カ所、教育分野では県立高等学校1カ所、市町村立小中学校、これは統廃合の計画もございまして、17カ所となっておりますが掲載いたしました。

3ページ目にこのロードマップの見方がございます。右側の中ほどに工事の着手と完了という吹き出しがございますが、被災者の方々に工事の進捗状況もわかりやすくお伝えしたいということで、現地の工事着手につきまして黒い星で、それから工事完了を白い星の記号で表示することといたしました。今回の更新では、新たな分野の追加もございましたので、掲載箇所数は75カ所ほどふえまして542カ所となっております。今後とも引き続き事業箇所の追加あるいは記載内容の改善などわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと思っております。

個別市町村の整備スケジュールについては、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

○田村誠委員長 それでは、ただいま説明がありました岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について、及び社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について質疑、御意見等はございませんか。

○及川幸子委員 おはようございます。復興についていろいろと御苦労なさっていることに敬意を表するところですが、こんなに日にちがたった中で一つ、えっと思うことがあります。やっぱり地元沿岸の被災地の方々がいつも言うのには、がれきは実際どこかに処理

されたのかと思うけれども、町の隅々に行くと山積みになっているということで、この4ページにあります。525万トンのうち15.5%という進捗率、一体こういう結果を招いている原因は何なのでしょう。つまり、おくらしている原因は何なのかということをお聞きしたいと思います。

○松本災害廃棄物対策課長 8月末の時点で15.5%でございます。これまで施設の整備、それからあとは放射能の関係で住民説明などに時間がかかったということで、時間的にいくと約5カ月のおくらということになっております。ただ、9月24日の段階では17%を超えてまして、1カ月で大体10万トンを超えてまいりました。おかげさまで広域処理も進み始めまして、来週から静岡県もまた再開してどんどんふえてまいります。そういったことで、可燃物についてはおおよそめどが立ってきたということでございますし、おくらしておりました津波堆積物、それから不燃物につきましても10月以降施設整備を進めてまいります。明日宮古市の撰待で、台風の関係でおくらしておりましたけれども、津波堆積物を防潮林に使っていただくということで1万9,000立米、約3万トンを防潮堤に使っていただくことになっております。そういった不燃系のものの処理を進めてまいりまして、平成26年3月までに終わらせるように頑張っていきたいと思っております。

○及川幸子委員 そうしますと、これから県外に処理をお願いするのはどの程度と考えていらっしゃるのでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 ただいま関係市町15ほどの都府県と調整しているところですが、30万トンから40万トンほど、まだちょっと調整中のところもありますけれども、現在広域処理をしていただくようお願いをしております。大阪府なども年内に試験焼却をやっていただいて、年度内に本格処理をしていただくようお願いをしております。

○及川幸子委員 私も広域処理で大阪のほうに行ってみたのですが、やっぱり広域処理を断る原因としては放射能に汚染されていないかどうかというのがとても大きな問題でありました。

そういう中で、これから放射能汚染という部分について、絶対これから送り出す分は大丈夫だよと県外に声を大にして言える自信があるのでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 現在、引受先の自治体と、引き受けの基準がございますので、それに基づいて万全の検査をしまして送り出しております。また、定期的に県でもがれきの山からサンプリング検査をしております。それは関係自治体のほかホームページに公開するなどして周知を図っております。基本的には可燃物、送り出すものについては100ベクレルを下回っているものを出しているということになっております。

○及川幸子委員 今後においてもこの基本的部分について積極的に調査していただいて、早く進捗率を高めていただくようにしていただきたいと思っております。

それから、この調査票を先ほどお知らせいただきましたけれども、一番大事な港湾、医療、教育が後回しになったという部分について、なぜだったのか、一番重要ではないです

か、医療とか教育。その点についてお答えいただきたいと思います。

○蓮見復興担当技監 社会資本の復旧・復興ロードマップでございますが、被災者あるいは被災事業者の方の生活再建とか、事業の再開ということに資する社会資本分野の情報ということで当初5分野を公表させていただいたところでございます。医療関係、それから教育関係につきましては、狭い意味の社会資本ということではちょっと外れてくるということもございまして、当初の5分野には入ってなかったわけでございますが、その後いろんな御意見もいただきまして、追加させていただいたところでございます。どの分野を載せるかということにつきましては、いろいろな方の御意見あるいはその事業の計画の熟度とかスケジュールの進捗状況等も検討しまして、これからも柔軟に対応させていただきたいと思っております。

○及川幸子委員 やっぱり16ページのこの表の結果を見ますと、市町村立学校の沿岸部の被災校が67校のうちの26校が復旧済みということで、何と38.8%です。やっぱりこれは大きな部分ですので、今後においてこういうことがないように注意しながらやっていただきたいと思いますが、副局長、最後にお答えいただいて終わります。

○高前田理事兼副局長 被災から1年7カ月が経過したという中におきまして、被災者の皆さんの生活に密接にかかわるこういった教育、医療の分野については本当に意を用いてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○嵯峨吉朗委員 きのは資料をあらかじめ配付していただきましたけれども、実際には見る時間もなかったのです。このロードマップは知っているけれども、これを前から配っていましたか、進捗状況のもの。見ない私が悪かったのだね。では、それはなしにします。

今、がれき処理の話が出ていましたけれども、可燃物は大体めどが立ったという話は前から出ていましたが、不燃物ですけれども、随分おくられているというこの背景の中に、本来、災害廃棄物は一般廃棄物であるけれども、災害廃棄物を産廃としても扱って処理できることになっているはずなのですが、そういった発想が欠けていたことが背景にあるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか、そういったことは。

○松本災害廃棄物対策課長 不燃物のおくれといいますのは津波堆積物と不燃物ですけれども、どちらも津波に伴う土砂がまじっているということになっています。その分別をして産廃業者に土砂以外のものを埋め立てるというやり方もございますけれども、そもそも分けた土砂のほうが多いものですから、それを復興の工事に使っていただかなければならないということになります。ということになりまして、公共工事の当てを見つながらの処理になってまいります。ということで若干おくられているということでございますので、今後公共工事部門と連携を図って、できるだけ速やかに進めていきたいと思っております。

○嵯峨吉朗委員 前回もいつの時点かで質問した記憶があるのですがけれども、安定型の産廃の処理場では処理できるという通達が去年の6月中に出ているはずなのです。県内には建設業者だけでなく、安定型の処分場はいっぱいあるわけですけれども、今の説明だと分別がおくれた結果という話ですけれども、資源化して再利用するというのは基本的なスタ

ンスかもしれませんが、それを待っていたらいつになるかわからないと、大体被災地の人たちはみんなそう思っているのですよ。産廃の安定型の処分場はいっぱいあるわけですから、私は、そういった通達に基づいて、それを利用すべきではなかったかと思っています。なぜやらなかったのかと思って、その辺も聞きたいと思います。

○松本災害廃棄物対策課長 安定型最終処分場に埋め立てるものをつくり出すために土砂を分けなければならない、あるいは木っ端などのようなものを分けなければならないということがございます。今後津波堆積物あるいは不燃物をどんどん処理していく中で、管理型に埋め立てるものと安定型に埋め立てるものが出てまいります。その安定型に埋め立てるものを、今後岩手県内の産廃処理場の事業者にお問い合わせをしていくということになります。これまでは公共工事の最終的な受け皿がないので、処理ができなかった、あるいは燃え上がったり、悪臭が発生したりする可燃系のごみのほうにウエートを置いていたということで6月に復興資材マニュアルをつくりましたので、ただいまそれに基づいて準備を進めているということをごさいますて、近々、先ほど御説明いたしましたように宮古市摂待の防潮堤で使い始めるということになりますから、その作業の中で出てきた安定型の廃棄物については処理業者にお問い合わせしていくというような段取りになってまいります。

○嵯峨吉朗委員 説明を聞いていればそうなのでしょうけれども、要するに遅いとみんな思っているわけです。それをどうやって早めるかという発想がないですよ。せつかく国のほうではそう言っていて。宮城県では、かなり早い時点でそういった安定型の処分場ができるものはそんな土砂の分別云々、再資源化も同時並行でやっているわけですよ。なぜ岩手県がやらないのかということなのです。遅いとみんな思っているのですよ。そういう認識がありますか。

○松本災害廃棄物対策課長 御指摘のとおり、17%前後の進捗率でございますので、本来であれば30%を超えていなければならない時点ですので、何とか頑張って公共工事の引受先をできるだけ早く見つけていって安定型最終処分場に処分できるものもつくり出していきたいと思っております。頑張っております。

○嵯峨吉朗委員 どちらかというとな、松本課長は管理するほうですからね。そういった立場からすれば、不安な要素、県境産廃等も岩手県にはありますので、そういった意味で言うと慎重なのはわかりますけれども、全体として見た場合には、明らかに再資源化と処分と同時並行しないとなくなってしまうわけですよ。これってどう思いますか、蓮見技監でしたか、こういった一連の発想、全体的な復旧、復興のスキームから見てどう思いますか、今みたいな発想。

○蓮見復興担当技監 災害廃棄物の処理でございますが、なるべく分別をしまして、使えるものは極力使っていくと、使えないものは最終処分のほうにいくというのは、これはいたし方ないかなと思っております。早く進めるという観点からは、これからの津波堆積物とか、あるいは不燃物で使える部分の公共工事への活用というものを精力的に進めていかなければいけないと思っておりますので、そのことも並行してやっていきたいと思つて

おります。

○**嵯峨吉朗委員** 別の観点から。この津波堆積物というのは使えますか、全部再資源としては。

○**松本災害廃棄物対策課長** 県内に130万トンほど発生すると見込んでおまして、何か所かサンプルをとりまして試験をしてみましたらば、8割ほどは使える見込みということになります。したがって、100万トンほど津波堆積物から出てきた土砂を公共工事のほうにお願いしていくということになります。一方、残った30万トン前後の廃棄物になるものを安定型あるいは管理型の廃棄物に分別していくということになるかと思えます。

○**嵯峨吉朗委員** 一生懸命やっていると言いたいのでしょうかね、やっぱり。それはわかりましたので。ただ、被災地からすると再資源化して使うというのは、確かにそのとおりでしょうけれども、多分厳密に見ていくとアスベストも混じったり、ヒ素も混じったりしている。堆積物というのはいろんなものが入っているんで、決して単純に再利用すればいいというものではないと私は思って見ております。それも厳密に見ていくとどうやって分別していくのか、それも含めてね。堆積物の中にヒ素だってかなり出ているはずですよ、海底に沈殿したものが上がったことによって。実際にはそういうのもあるでしょう。ちょっとそれだけ。

○**松本災害廃棄物対策課長** 有害物につきましては、震災直後に大学の先生方に調査していただきまして、全部ではございませんけれども、十数地点サンプリングをしていただきまして、有害物についてはほとんど出ておりません。これは岩手県内沿岸の工場とか、そういったような分布なども考えればそのとおりかなということ考えております。津波堆積物の分析の中で、有害物質の基準に照らして検査をしましたところ、フッ素とかホウ素、これは海水中に含まれているものなのですけれども、自然にあるものでも、そういったものが若干基準を超えたものが幾つかあるというようなことで、分別をしまして木っ端とか、要するに廃棄物をとったものについては十分に復興資材として使えるというような評価を地盤工学会の先生方からもいただいております。そういった情報を踏まえて公共事業の各セクションに働きかけているというような状況であります。

なお、廃棄物になる部分についても管理型の廃棄物と安定型の廃棄物がまぜこぜになっているようなものがございます。管理型の廃棄物であれば有機物を中心とした夾雑物がある程度入っていても処理はできるのですけれども、安定型の最終処分場に入れる場合には、かなり限定されたものになってまいります。要するに、有機物が5%以下でないと埋め立てられないというような基準がございますので、できるだけ精度よく分別して安定型の最終処分場をお願いするということになってまいります。

○**嵯峨吉朗委員** わかりました。計画どおり進めていくことを今後も我々も見ていきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

最後に1点だけですが、海岸保全施設整備事業がありますけれども、この間、陸前高田へ着工式に行ったときに、防潮堤が12.5メートルという高さなのですね。何でそう

なのだと市長に聞いたら、国と県の方針だと。そういう話は前からありましたけれども、例えば15メートルのところもあるけれども、高田は、13メートルとか17メートルとかもっと高い波が来ているのですよね。何を言いたいかという、その求めた高さではないので、結局使いたいけれども、被害を受けた地域が使えないから高台移転を中心に考えざるを得ないという、そういったことがあると聞きましたけれども、そういうことはありますか、この点についてはどういう認識ですか。

○蓮見復興担当技監 海岸保全施設、防潮堤の高さにつきましては、津波のシミュレーション等を行いまして、地元の方とも協議の上で決めていっているところでございます。基本的には今回の津波のような1,000年に1回というL2の津波につきましては、防潮堤のような施設だけで防ぐというのは不可能でございますので、これとまちづくり面の安全措置をあわせて多重防災型のまちづくりを進めていくということでございます。百数十年程度に1回と想定されるL1の津波につきましては、防潮堤等の海岸保全施設で防ぐと、基本的にはこういった考えに基づいて設定されているところでございまして、陸前高田地区につきましてもそのように想定しているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 地元は、もっと15メートルとか要望したらしいのですけれども、例えば久慈とか、大船渡、釜石は湾港防波堤が修復できるという前提でT.P. 8ですよね。久慈なんかは20年も30年もたってからできることを前提に8になっている。これはおかしいのではないかという議論はずっとあるけれども、だめだということになってしまっているのですけれども、多重防災型はわかるけれども、陸前高田の場合はどうやって多重防災をするのだろうかと思って。行ってみてびっくりしたのだけれども、何で12.5メートルかなというのが。基準があるのかもしれないけれども、結局何を守るための防潮堤なのかと僕は実際聞きたいのだ。あの防潮堤は何を守るための防潮堤なのかですか。

○蓮見復興担当技監 防潮堤の高さの考え方につきましては、先ほど御説明したとおりでありまして、この高さにつきましてもL1対応の津波から町を守るということで設定されているものと承知してございます。

○嵯峨吉朗委員 そのあなたの言っている町というのはどこを守るのですか、陸前高田の前の町はもう何にも建てられないのです。建てられなくなった場所を守るのですか、その町というのは、どこを守るのですか。

○蓮見復興担当技監 陸前高田地区の津波に対する防御の考え方につきましては、一線堤、二線堤、それからまちづくりのほうではかさ上げ等も計画しているようでございますが、そういった施設で多重防災型のまちづくりを進めているところでございます。L1対応の津波を防ぐということで、あの背後地には国道45号もございまして、いろんな施設関係もございまして、その後ろの背後地の土地利用もございまして、そういったものをL1の津波から守るということで設定されているものと承知してございます。

○嵯峨吉朗委員 決まったことですから、これからどうこうできないのかもしれないけれども、結局想定されるT.P. 12.5だと守られるエリアが限られてしまうので、それよりずつ

と奥のほうに、高台のほうにまちづくりをしなければだめなわけです。わかりますか。だから、何を守るための防潮堤なのかと思って、私は実際のところ不思議でならないのです。国道をかさ上げてという話も聞いていますけれども、それぞれが奥に向かっての防災の役割を果たしていくのでしょけれども、実際にはあれだけ広い面積の部分、被災を受けたあそこは今までどおりは使えないのですね、通常どおりは使えないでしょう。だから、何を守っているのか、特徴的なのだと思いますけれども、ある程度の高さがあってやらないと、せつかくある土地も使えない、そしてこの高さだと守ろうとしているL1何とかですか、そこを使えないかなということで高台移転をしようとしている。でも、高台が少ないからコストもかかるし、時間もかかっている。僕から見ると悪循環になっているような気がして見ているのです。もしかしたら、それを15メートルにしていればもっと近いところから平場を使えたと思うのです。だから、何を守ろうとしているのかという基本的な考え方、私は実際に蓮見技監の説明聞いてもすんなり全部は納得できないのです。ちょっとなぜそうなのかと答えようがないかもしれないけれども、何でしょうね、わかりますか。

○蓮見復興担当技監 海岸保全施設で津波を防御するということに関しましては、どの程度の津波を想定するかということが非常に難しいわけですが、今回の東日本大震災津波は非常に確率的には低い1,000年に1度と言われていますので、そういったものまで全て防潮堤で防御しようとするとは非常に面積も大きくなりますし、事業費も高くなるしということで、いろんな影響がございます。そうではなくて、百数十年に1回の津波に対してはきちんとこういったハードの施設で防御しようという発想に基づいて現在の防潮堤が計画されているわけございまして、そのシミュレーションに基づいて高さ等が決まっていると、このように承知してございます。

○高橋昌造委員 災害廃棄物の処理実態で15.5%の状況ということですが、まず一つ、県外に搬出して処理をお願いするということですが、この収集運搬コストと処理、処分のコストですね、県外搬出してどのぐらいの状況なのか、割合でも結構でございますので、わかればお示しを願いたい。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物の処理の経費でございますけれども、収集運搬コストと宮古市に設置しております仮設焼却炉、これで処理する金額がほぼ同じような状況になっています。まず、破碎分別にトン当たり二、三万円かかります。あとは運搬をするのと焼却ということになるのですけれども、東京都をお願いしているのですと、大体合計で5万円程度だったと思いますけれども、それは県内の仮設焼却炉で処理した、あるいは太平洋セメントで処理したのとほぼ同じような状況になってくると。一方、岩手県内の盛岡市とか、あとはそのほか自治体の焼却炉ですと実費になってまいりますので、2万円前後ということになります。そういったような状況でございます。

○高橋昌造委員 わかったようなわからない答弁でございまして、私が何をお聞きしたかったかというのは、県外に出すよりも、なるべく県内処理に重点を置いてやるべきではないのかなと。特にこの不燃物の処理については、今の状況を見ると手選別でやっている

のですが、こういうようなものをもう少し機械選別と組み合わせると——手選別は難聴になったり、感染性廃棄物もあるわけですので、例えば破傷風とかの予防接種とか、そういうものももうやっつけていращやるかと思いますが、いずれこの機械力を使って選別をする。特に私は災害廃棄物の不燃物の処理が進まないと、こういう手選別でやっておいたら遅々として進まないわけです。だから、機械選別もいろんなものがあるわけですので、それを組み合わせると創意工夫して、そして被災地は一日も早くこのがれきを処理してもらいたい、災害廃棄物を。県の取り組みを見ていると、私に言わせれば、不燃物の処理の実態を見ただけでも本当に被災地を思ってがれき処理をやろうとしているのか。だから私はなるべく地元処理で不燃物はやると、そして経費もかけないようにしてやるような、ヤードさえ確保できればできるわけですので、その辺の取り組みの姿勢をお伺いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 現在、可燃物について広域処理を主にお願いしております、それを踏まえますと大体8対2で岩手県内で処理する予定であります。特に津波堆積物については岩手県内で処理しようと考えておりますし、不燃物についてもできる限り岩手県内で処理して、それでもだめなものについて、今後また国に御相談をしていくというように考えております。

なお、機械力をとということですが、現在、機械でもって選別をいたしております、手選別でさまざまなものを抜いているのは広域処理あるいは県内の自治体をお願いするときに焼却炉に入れると、焼却に支障を及ぼすようなもの、そういったものをピックアップしているということですが、今後不燃系のもの、津波堆積物については大型のトロンメル、そういったようなものとか、大型の破砕機を導入いたしまして処理していこうと思っております。なお、コンクリート殻の破砕処理などは1トン当たり四、五千円ということになっておりまして、これは県内の施設を使っていこうと考えているところでございます。

○高橋昌造委員 最後に、ちょっと1点だけ。関連でございますので。いずれ破砕とか、選別とか、もう少し早く取り組みができなかったのかなど。それから、有機性の廃棄物も置けば置くほどいろんな問題が出てくるわけです。だからこそ、私は災害廃棄物の処理にはもう少しスピード感を持って対応しなければ、次にいろんな問題が出てくるということをお話をひとつ認識しながら対応していただくことをお願いして終わります。

○吉田敬子委員 私からは2点ほど質問させていただきます。

まず1つ目は、進捗状況の中にある防災拠点等再生可能エネルギー導入事業に関して、市町村への補助ということで、これまでの実績がゼロということになっているのですが、今回示されている目標値が第1期、来年度までなので、もしかしたら来年度以降、市町村のほうで考えられているものだと思うのですが、もしかしたら運用しづらいという点もあるのかなという思いでちょっと質問、確認です。ある市町村から、もしかしたらこの事業ではないかもしれないのですが、当初は売電がされるものは対象にならないということが、含まれるということに国か県のほうで方針が変わったことで、何か市町村もちょっと大変

だったということを耳に挟んだので、その現状をちょっと確認のためお示し願います。

もう一つなのですが、いわて復興ウォッチャー調査結果報告に関して、このアンケート調査全体の質問で、今回第3回ということで、今回の回答者の属性で女性が3割しかないのですが、これまでの第1回、第2回の際の女性がどのくらいの割合で回答者数があつたのか、まずはお示し願います。

○伊勢環境生活企画室企画課長 防災拠点等再生可能エネルギー導入事業でございますけれども、今年度は、ここの実績値というものは、交付決定したものを勘定していくことになっております。それで、実はことしの第1回目の交付申請の締め切り日が8月31日だったわけございまして、現状におきましてこの分が36件ほど出てきております。これは事前協議済みの案件でございますので、今月末をめどといたしまして、順次交付決定されていくと考えておりますので、ここの数字は順次上がっていくということになろうかと思えます。あと10月末の交付申請分というのもございまして、その分もまた追加されていくという状況になってございます。

あと売電の件でございますけれども、担当課でないので詳細の部分はあれですけれども、確かに初めの国の交付要綱によりますと、電気事業者に対して、電気を供給するものは対象外となっておりますけれども、大卒の話といたしますと、国のほうではこの交付要綱を改定したということでございまして、この部分が使い勝手が悪かったということは確かでございますので、県の要綱等も改正して、売電できるような体制をとりたいと思っております。なお、その部分につきましては市町村ごとに基金を設けまして、この補助金で整備された設備等のメンテナンス等に使用しようと考えているものでございます。

○森企画課総括課長 いわて復興ウォッチャー調査の性別の属性についてでございますが、第1回目、これは2月に実施したものでございましてけれども、これでは29.7%、全体の回答率は94.8%でございます。2回目に実施いたしましたときには、これは5月でございますが、女性が31.9%、全体の回答率は92.2%ということになっております。

この調査についてでございますが、(6)の下の方、職業、所属等というのがございましてけれども、各被災地におきまして復興の状況をよくお感じになられる方、ここに書いてあるような団体の方ですとか、自治会長に固定してお願いしているものでございまして、大体同じ割合が今後ともずっと続くものでございまして。毎回、毎回、回答する方をお呼びしていくというような調査ではないものでございまして。

○吉田敬子委員 エネルギーの導入事業に関してはわかりました。ただ、市町村それぞれの意向に沿った形でこれからは柔軟に対応できるように、今回の再生可能エネルギーをいかにいろんな拠点施設に導入していくかというのは本当に復興のまちづくりに私は欠かせないと思っておりますので、ぜひ市町村のほうに県から積極的に働きかけていただきたいと思っております。市町村のほうでもやっぱりそういう専門家といいますか、再生可能エネルギーに関してもまだまだ、知っている方だとか、人材のほうが少ないと思っておりますので、県のほうから本当に一生懸命市町村に働きかけて、せつかくの導入事業が余り使われないと

ということにならないようよろしくお願いいたします。

先ほどのウォッチャー調査なのですけれども、答弁の中で復興の状況がある程度わかるような方ということなのですが、私は、その発言というのはちょっとした偏見まではいきませんけれども、誰であってもそれは対象であると思うので、そういった形で人を判断するというのは、私はよくないと思います。私だけでなくほかの委員からもこれまで特別委員会で指摘されて、県の復興計画の策定委員の女性がちょっとはふえて、二、三人程度ですけれども、数がふえました。ただ、そのときの答弁で、できれば県から各市町村の復興計画の策定委員の中にも女性が含まれるようにということでお願いをさせていただいたと思うのですけれども、現状では市町村でゼロというところもあります。やっぱりそれは県の働きかけというのが足りなかったと思いますし、復興計画は各市町村でも決まっている中で、策定委員の女性が少なかったという、それを課題にしつつ、これからもウォッチャー調査はされていくということで、もっと女性の声を拾っていただきたいという思いです。やっぱり女性の声というのは、女性だけの声ではなくて子供たちの声というのにも含まれるはずですので、1回目、2回目ともに30%というのは、私はちょっと少ないと思いますので、性別はある程度満遍なくとられているようですけれども、復興に関して知識があるのではなく、県民それぞれが対象だと私は思いますので、そこは私から強くお願いを申し上げて御所見を伺って終わりにします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 市町村の再生可能エネルギーの設備の導入につきましては、確かに御専門の方が少ないというようなこともございますので、県のほうからのこの事業を進めるに当たりまして市町村等の説明会等も実施しているところでございますし、あとこの交付申請につきましても、いきなり申請書をいただくという形ではなくて、事前に協議して、いろいろ協議してアドバイス等もいたしながら進めてまいっております。今後ともその方向で取り組んでいきたいと思っております。

○森企画課総括課長 女性の意見の反映についてでございますが、いわて復興ウォッチャー調査は、定点調査ということで153名の方をお願いしてやっているところではございますけれども、このほかに被災地中心ではございますけれども、全県下5,000人の方をお願いして意識調査というものもやっております。そちらのほうでは、まだこれまで1回しかやっていませんけれども、57%の方が女性ということになっておりますので、さまざまな意見、そちらのほうの調査でも酌み取らせていただいているところでございます。そのほかに復興計画の策定に当たりまして、昨年度、女性との意見交換会ということで各団体の女性の方々、また1年たちまして、今年度もその後の進捗状況についていろいろな御意見をいただくということで意見交換会のほうをウォッチさせていただいておりますので、さまざまな意見を踏まえながら今後も取り組んでまいりたいと思います。

○岩淵誠委員 私は、原発放射能影響対策の関係で何点かお聞きをし、またお願いを申し上げていきたいと思っております。

進捗状況の5ページのところに牧草地の除染等3項目が掲げられております。詳しい質

疑等は農林水産委員会等でもあったと思いますが、改めてお聞きをしますけれども、この牧草地の除染着手面積、こういう書かれ方では、進捗状況という全体像がなかなかわからないものであります。除染を必要とする面積に対して何%進んでいて、なおかつこの除染の部分に関していいますと、ただ除染作業しただけでは成果にはならない。しっかり採草をして検査をした後にどの程度、牧草地の除染が進んでいるのかということが確定するわけでありまして、そういう点でもう少し詳細なことがわかればお示ししたいと思えます。

○高橋農林水産企画室企画課長 お尋ねがありました牧草地の除染についてでございますが、放射性物質の影響を受けまして、牧草の利用自粛を要請しております除染が必要な面積につきましては、約1万5,000ヘクタールと捉えてございまして、そのうち、今年度実施予定の面積は8,300ヘクタールのうちの4,200ヘクタールについて着手しておるものがございます。これから秋施工を希望している農家も多いことから前植生の処理というような処理方法の徹底も図りながら着実に作業を進めてまいりたいと思っております。

それから、加えてお尋ねがありました実施後につきましては、この除染作業を行った後、牧草の種をまいて、その後発生してきました牧草についてちゃんと使える牧草かどうかということ已全部調査しまして、その結果、除染の効果について検証して、そして使えるものは順次牧草をらせるようにしていくという段取りを踏んでいくことにしております。

○岩淵誠委員 ですから、その4,200ヘクタールをやったうち採草できたのも、できないのもあると思えます。採草できた面積のうち、どの程度がきちんと結果として除染になっているのかということをお聞きしているわけです。

○高橋農林水産企画室企画課長 除染による低減効果についてのお尋ねでございますが、除染作業によりまして、低減の効果が認められたという圃場につきましては99%、放射性物質の低減の効果は認められております。しかし、いわゆる暫定許容値を下回らなかった圃場というものが現在除染を行った中で約7%発生してございます。除染作業を行った結果、十分な除染効果が出なかった、いわゆる暫定許容値を下回らなかったのは約7%ということでございますので、これについてはもう一度除染を行わなければいけないということもありますので、それについて今その対策を検討しているところでございます。

○岩淵誠委員 きょうは復興特別委員会ですので、それに関連する詳細の質疑は差し控えますけれども、この牧草の除染のデータだけではなくて、例えば県有施設等の除染について、私は一関ですから一関の、例えば学校の状況はどうなっているかというのはある程度詳細については把握しているつもりでありますけれども、やはりこうした資料の出し方がほかの資料に比べて非常に脆弱ではないかと、私は原発被害からの回復というのはまさに内陸南部にとっては極めて重要な問題であって、これの解決なくして復興はないと思っております。そういった部分からすると非常に資料が脆弱ではないかという思いをいたしているところであります。同時に、例えば原発賠償の請求額と、それに対してどの程度の賠償額があったのか、そういったものを含めて、やっぱり詳細をこの委員会でも十分な

質疑ができるように、これは委員長にもお願いをいたしますし、復興局にもそういうことはお願いをしたいと思うのですが、いかがお考えですか。

○高前田理事兼副局長 ただいま放射能の除染の関係の御指摘がございました。この復興実施計画における主な取組の進捗状況につきましては、基本が復興計画に掲げる項目の主なものについてどう取り組みが進められ、進捗しているかということをお知らせするためにまとめているものでございますが、今委員御指摘のとおり放射能の問題というものも極めて重要な課題と認識しておりますので、委員の御指摘も踏まえまして、どういったような工夫ができるか、少しいろいろ検討させていただきたいと思っております。

○岩淵誠委員 ありがとうございます。いろんな資料が出てきますと、いろんな議論がこの場でもできます。例えば県有施設の学校の除染なんかでいいますと、これは一関で先行していますけれども、グラウンドの除染が終わった後の整地作業については、国の補助金が認められています。一方で、校庭ですから転圧をしなければ校庭としては使えないのですが、実はこの転圧の作業費について国は見ないと、こういうようなことも当初ありまして、転圧できなくて整地作業だけでぐじゃぐじゃな校庭で子供たちがやらざるを得ない、こういったケースもあったわけでありまして。そこまでいかないで、市のほうはある程度の手当てをするわけですが、そういう問題もありますね、そういう問題をきちんと共有して議論をしていかないと、本当に必要なところにお金が回らないということにもなりますので、ぜひそういった工夫をお願いしたいと思います。

それに関連して、同じくやはり復興ウォッチャーの部分があります。放射能被害を受けて、初めは牛肉の出荷制限に始まって、その後シイタケ、さまざまな部分で制限を受けて、賠償になったもの、途中のもの、全く賠償にならないものとあるわけでありまして、この復興ウォッチャーの調査に関してもぜひ沿岸の12市町村のみならず、それと別枠でも構いません、物事が違いますから。ぜひ放射能被害の部分についての復興ウォッチャーのこうした資料もぜひ実施していただいて、明らかにしていただきと思うのですが、いかがですか。

○高前田理事兼副局長 きょうお示ししておりますいわて復興ウォッチャー調査におきましては、放射能の問題についての調査項目は特に設けてございませんけれども、私どものほうで実施しております県民意識調査がございまして。この県民意識調査は年1回でございまして、この意識調査の中におきましては、沿岸部のみならず県内全体を対象として、放射能の問題についてもお伺いしているということでございますので、次回においてもそういったような意識調査の中でお伺いしていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 高前田理事、私は、年に1遍のやつで済むような話ではないのではないかと考えています。事故から1年7カ月が過ぎましたが、その中でこの問題というのはなかなか遅々として進まない。そして、何を栽培しているか、どういう問題にあるかによって大きく差が違っているということは、これは沿岸の皆さんと状況同じ部分もあります。そういう意味においては、復興ウォッチャー調査というくくりでぜひ定点観測をして

いただいて、適切な民意の把握に努めていただきたいと思いますのですが、本当に1年に1遍でいいのですか。

○高前田理事兼副局長 ある程度県民の皆さんを対象とした意識調査ということでは、私どものほうでは年1回でございますけれども、今御指摘のとおりこの放射能問題については大変重要な問題だという認識がございますので、県政提言でありますとか、そういうことでもいろんな御意見をいただく機会がございますし、いただいております。そういうものは逐次ほかの部局からいろんな形で情報を収集しておりますし、復興ウォッチャー調査と同様に現場の生の御意見というものが私どものところにも届くようなシステムがございますので、そういうものも活用しながらしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○岩淵誠委員 行政としてそういう資料を手元に置くということは大変大事なことだと思います。同時に、そうした思いが県民の中に情報公開をされてこそ初めて私は意味を持つものになるかと思っております。きのうも常任委員会の席で申し上げたのですが、確かに沿岸の被害は甚大でありますし、内陸に住む人間としても沿岸の再生を早くしていただきたいという思いはあります。そういう意味では、沿岸のほうが大変だという思いはあるのですが、さりとて内陸も被災をしていると、しかも種類の違う被災をしているということに変わりはありません。ぜひそういう意味で慎ましい謙譲の心といいますか、そういう美德に甘えることなく行政としては内陸の原発被害者に対しても意を砕いて、その姿勢を見せていただきたいと思いますと思うのですが、どうですか。

○高前田理事兼副局長 私も長いこと農林水産業に携わった経験がございます、今特に県南を中心とした放射能被害、汚染の状況というものは非常に心が痛むような思いでございます。そういったようなことから、私どもとしてもこの震災からの復興の中で一つの大きな課題として放射能問題というものも認識いたしておりますし、今後ともそういった現地の声というものもしっかりとお聞きをして対応していくような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 ぜひ善処していただくように御期待を申し上げたいと思います。

最後に1点、進捗状況と復興計画と財源のかかわりということについてちょっと申し上げたいと思います。政府のほうは集中復興期間内の5年と位置づけたところに19兆円を投入するというのでありまして、残額のいろんな計算はあるようですが、安住前財務大臣はあと4兆円ほど余裕があるのではないかとっておもいます。

一方、県の財源といいますと特別交付税あるいは震災復興特別交付税等で基金を積み立ててやって、ある程度長期間財源が確保されている事業と、あるいは各省庁から単年度で来ているものを財源にして復興計画に位置づけられた事業というのがあると思います。例えばこころのケアの事業がございます。これは事業実施期間が平成23年度から平成30年度という非常に息の長いものでありますし、これは大変重要な事業だと私も理解しております。ところが、この財源措置を見ていきますと、今年度までしか明確な財源措置がとられていない。こういったケースが探していくとある。例えば平成25年度で終わりますよと、

3カ年度で財源措置はある程度終わりますよという見込みのものがある。それ以降の計画については、国の動向を見ながらやるかやらないか決めますというような実施計画になっているやに私は読んでいるのですけれども、やはりそれでは長期間の取り組みというものになかなかアクセルがかからない。したがって、進捗のこういうロードマップも結構なのですが、復興局として財源の管理あるいは金額ベースである程度将来を見渡してこれぐらい必要なのだけれども、今財源措置されているのはこれくらいだと。来年度はこれぐらい必要なのだけれども、今こうなっていると。しかも、それが復興基金事業の中でこれぐらい手当てできるのだけれども、単年度の省庁間の予算措置に頼らざるを得ない部分がある。果たしてこれがいいのかどうかという議論をしていかないと、ベーシックなところの担保がとれないと私は思っています。したがって、この進捗管理において財源と金銭的なベースでの整理をぜひ復興局にはしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○森企画課総括課長 復興に関する県の財源についてでございますが、確かに国のほうでも今年度で終わったり、来年度で終わったり、さまざまなものがございます。こころのケアもそうですし、あとグループ補助金なんかもそうなのですけれども、まだまだ必要性が高いもの、続けていってもらわなければなりませんので、それにつきましては折々国のほうにお願いしているところではございますし、そのほかに復興交付金でも県のほうで要求しているのが全て認められているものでもございませんし、さまざまな制限もあるところでございますので、そういうものは確実な予算措置、あとはさまざまな公共事業で地方負担分がございます。それらのかさ上げですとか、あとは取り崩し、さまざまなものに使えるものがございますけれども、これもなかなか財源的に厳しいものが将来的には出てくる。これの手当てをお願いしたいということできまざまお願いしているところでございます。平成30年度まで復興期間でございますので、今後どれだけ必要になるかというものについても各部局と相談いたしまして、今後の財源対策についても国のほうに要望してまいりたいと存じます。

○岩淵誠委員 特にも震災復興特別交付税、震災特交と言われるものですね、これは事業の県負担分をゼロにするという部分と地方税の減収分が来ています。これが大体毎年ベースで言うと600億円ぐらいあるのですか、そういったところがないと、それが一般財源に振りかわってしまう。600億円を出してしまうということになると、今の県の通常ベースのところからいうと1割近いところが負担になるということで、これは大変な話になります。特に震災復興特別交付税も含めて、しっかりここで復興局としてトータルの事業をある程度見極めた上で、その中で財源をどうするかということを真剣に考えていかないと、ただでさえ集中復興期間の19兆円以降は少なくとも23兆円かかるからあと4兆円どうするのだという話が、税的にもどうするかというのはまだ議論が残っているわけですから、それは被災県としてきちんと要求をするためにもぜひ財源ベースでの管理というものをお願いしたいと思います。理事のほうで御所見があれば伺って終わります。

○高前田理事兼副局長 復興の財源、これは非常に重要な課題だという認識を持っており

まして、これまで東日本大震災津波の復興にかかわります県の予算額、この9月補正でお願いしている分まで含めまして1兆3,349億円という予算額になってございます。今後におきましても、さらに相当な財源が必要だということが見込まれますことから、大きく今3点ほど国に対して強く要望しております。一つは、復興交付金等による確実な予算措置。二つ目としては、今委員も御指摘のとおり、地方負担分に対する財源措置の充実確保。それから、3点目が自由度の高い地方財源の一層の確保、この三つを重点的に要請しておりますし、あわせまして復興が実現するまでの間の確実な財源措置、これも要望しているところでございます。機会あるごとに要望しておりますし、先般の7月の統一要望といいましょうか、政府要望の中でもこういったものを重点として要望してきたところでございますし、今後ともしっかりとこの問題には取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 進捗状況、きょう報告をされました。これは8月末で、既に9月末のデータが出ているのもあるのですが、私は各部局の審査もありますので、あっさりと言いたいのですけれども、まちづくりの事業で、これは5ページですけれども、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、これらを合わせると114地区ですね、これますますもっとふえると思うのですが、一つの事業でも、通常でも10年にかかるという事業を120ぐらいの地区でこれから取り組むと。これを進める上で最大の障害というか、課題は何なのか、私は技術者などの人的な体制というのも一つあると思うけれども、それをどう受けとめ、打開しようとしているか。

それと決定的に重要なのは、計画が出た段階で住民の合意なのですね。住民がどれだけ納得して合意して、みずからまちづくりの計画に参画できるか、私はこれが一番決定的な問題で、陸前高田市では35の地区に協議会がつくられて協議が進んでいるという話も聞きました。そうした協議会のつくられている状況をどう把握しているか、そして9月補正ではそこにアドバイザー、専門家も派遣するという、私はこれを積極的に進める必要があると思うけれども、このまちづくりの問題で現状、対応をお聞きしたい。

○渡邊都市計画課総括課長 まちづくりに関する御質問でございます。6ページの資料にありますとおり、ここに掲げてあります地区は復興交付金の申請を行った地区でございますけれども、実際これ以外にも動いてございまして、全体としてはこれよりもさらにふえるという状況でございます。まちづくりを進める上で最大の障害は何かということでございますが、最大と申しましてもさまざまございまして、やはり第一にありますのは用地問題、用地を確保するということが一つ大きな課題になっております。高台の移転先わかりであります。それから、復興の拠点づくりにあっても用地問題を解決していかなければ、まず前に進めないというものがございます。

それに加えまして、当然のこととして住民の合意形成というものが同時並行で行われなければならないものと認識しておきまして、委員お話のとおり陸前高田市に限らず各被災市町村において、地域にまちづくり協議会といったような組織を立ち上げていただいて、住民の皆さんの自主的な取り組みとか、そういった住民の皆さんの考えを取り入れてまち

づくりを今まで進めてきております。県といたしましても、そういったまちづくり活動を支援するために復興まちづくり活動等支援制度というものを今年度立ち上げまして、10月1日以降、これを運用開始しているところでございまして、地域の自主的なまちづくり活動を支援するために、具体的にはまちづくりのアドバイザーを派遣するといったようなものでございますが、これを今後市町村等に協力いただきながら活用いただくように努めてまいりたいと思っております。今のところアドバイザー派遣というところでとどまっておりますが、この取り組みを進める中で、さまざまな我々が気づかないニーズというものも出てくると考えておりますので、そういったニーズに対応できるように制度そのものも柔軟に変えていきたいと考えてございます。

○斉藤信委員 私は、まちづくりを進める上で、ここには四つの事業があるのですけれども、国の支援が違うということです。例えば防災集団移転促進事業だったら、浸水土地は市町村が買い上げる。あとはないのです。私は、今までのように自治体や住民が自主的にやる事業だったらそれでもいいけれども、今回津波で一斉に被害を受けて取り組む事業で支援策が違うというのは、大問題だと思います。今回のような大災害でいろんな事業で再建に取り組まなくてはならない。そうした場合に、津波浸水地域の土地を買い上げるというのはどの事業でもやらなくてはならない。あと利子補給なんかもどの事業もやらなくてはならない。私はそういう支援策、事業によって支援に違いがあるということは大問題ではないのか。やっぱりこういう大震災にふさわしい特例といいますか、特別の対策を国に対して、強く求めていく必要がある。そうしないと住民の間に格差が生まれます。

もう一つは、復興基金を活用して、やっぱりそういう格差を埋めるとか、そういうことも必要になっているのではないかと。恐らく市町村でも考えていると思っておりますけれども、この点をどう考えているか、県としてはどう対応しているのでしょうか。

○蓮見復興担当技監 御指摘のとおりこの4種類の事業、対象箇所とか、あるいは被災者への支援措置、若干差があります。そのようなことが住民の合意を得る上で大変苦慮しているという声も市町村から伺っているところでございます。まずは、それぞれの事業、特徴がございまして、被災地の状況を踏まえてなるべく適切な事業を選択していただくというのが重要かと思いますが、そのような格差についても、例えば復興交付金の効果促進事業を使えないとか、使途の弾力化等を要望しているところでございますし、あわせて復興基金の増額についても国に対して要望しているところでございます。これからも機会あるごとにしっかりと要望のほうを進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 これは本当に切実な課題で、住民で議論するときには必ずこれ出てくる問題で、もう既にこれは現場では大変な問題になっていますので、県も知恵を出し、市町村とも協力してやっていただきたい。

次に、11ページ、12ページなのですが、住宅支援のことなのですが、この資料では100万円の補助が8月末で715世帯申請と、今の段階では1,000世帯超えているようですが、12ページで見ると被災者生活再建支援金の加算支援金申請は5,058件なのです。こ

の5,058件、住宅再建や何らかの形で加算支援金を申請していると思うけれども、この落差は何なのか、5,058件の内訳がわかりますか、このうち新築購入とその他と、私はこの落差がちょっと大き過ぎるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○鈴木生活再建課総括課長 12ページにございます加算支援金申請件数5,058件の内訳でございますが、建設購入に係る加算支援金の分が1,836件でございます。補修に係る分が2,696件、賃貸、アパートの関係のものが526件でございます。委員御指摘の県、市町村共同での100万円の補助につきましては、ただいま申し上げました建設購入1,836件のうち県内に住宅を建設購入される方が対象となるものでございます。しかも、11ページにございます実績値につきましては、8月31日現在の状況ということでございまして、県内における加算支援金、建設購入された分につきましては、手前ども市町村と共同で行っております100万円の補助について、市町村のほうでも補助申請を促しているという状況でございます。したがって、いずれは加算支援金の県内に住宅を建設購入される分の数字と重なってくるということでございます。

○斉藤信委員 わかりました。

次に、今度のロードマップで医療、教育、港湾の分野が補充されたと、これは大変いいことだと思います。特に福祉、医療や教育というのは、被災者が被災地で生活できるセーフティーネットなのです。これを早く実現することが被災者が戻れる、被災者がそこで安心して生活できる、前提条件だと。そういう意味でも県立病院の再建は、今度のロードマップで平成25年度にちょっと計画がずれ込むような感じになっているけれども、やっぱり最優先の課題で進めなければだめだし、学校の再建も仮設校舎などできていますが、緊急に手当てしなくてはならないのは、仮設グラウンドなどのように、災害によって十分な教育ができないということは、極力避けなくてはならない。そういう緊急的な手立て、本格的な校舎の再建はもちろんですが、やっぱりいまいま制約されるということがないような手立てを私は最優先課題でとるべきだと思いますが、いかがですか。

○熊谷経営管理課総括課長 県立病院の再建についてお答え申し上げます。

県立病院の再建につきましては、本年度中を目途に立地場所や規模、機能等について検討を進めることとしていただいております。委員御指摘のとおり、病院の再建というのは住民にとって非常に強く、一刻も早い再建を希望されていると認識してございまして、スピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○石川教育企画室企画課長 グラウンドの整備でございますが、現在県内小学校で25校、中学校で15校、高校で1校、仮設住宅あるいは仮設校舎の建設によりグラウンドの使用に支障が出ている学校が出ております。子供たちの教育を受ける環境をできるだけ普通の状態に戻したいということで、県教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これは全県的な位置づけで、本当に最優先課題ということでやっていただきたい。

最後ですけれども、被災事業所復興状況調査第2回というのが出されました。これは再建した事業所がどうなっているかという動向をつかむにはいい調査なのですが、なぜ調査対象が2,519事業所なのか、そして回答が1,651事業所と少ないのかと。実はきのうの商工文教委員会で9月1日段階の商工会、商工会議所会員事業所の被害状況というのを最新のデータをいただきました。7,729事業所会員のうち4,323事業所が被災している。被災率55.9%です。商工会、商工会議所に入っていない業者もいるのですよ。だから、これで全部ではないのですよ。これは9月1日段階の調査ですからね。9月1日段階で全体で4,323事業所が被災しているというのになぜ2,519事業所しか調査しないのか。私は、正確に言うとは限定した調査ですから再開済みというデータがこれではとれないと。再開した事業所がどういうことで困っているか、どういう再開状況にあるかというのは、貴重な資料です。しかし、そういう意味では何度もこの問題を指摘しているのだけれども、商工労働観光部ともう少し意思疎通してやる必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○伊藤産業再生課総括課長 被災事業所の復興状況調査についてでございますが、この調査は大震災津波で被災した市町村の商工業の復旧、復興を経時的に把握しまして、復興の施策に反映させるため、年2回調査しておるものでございます。商工業の事業者を主体として調査するため、沿岸の商工会議所、それから商工会の会員の中からまず1次産業の従事者あるいは不動産貸付業者あるいは医療福祉事業者等を除いてございます。また、この調査は事業所の再開もそうなのですが、再建した事業所に視点を当てた調査でございますので、復旧の程度、雇用の状況、業績の状況、それから課題について把握するため、できるだけ再開が見込まれる事業者を対象としております。この結果、調査時点で廃業が明確な事業所は対象から除かせていただいているところです。

先ほど商工会の被災の事業所が約4,300ということでしたが、今申しました1次産業従事者等を除きますと大体3,150事業所でございますが、これが第1回目の調査のベースとなっております。第2回目の調査の対象は2,519事業所でございますが、第1回目の3,150事業所の調査の回答を見ますと、被害なしという回答がございました。それから、連絡先がつかないところもございました。それから、調査を辞退するところもございました。そのほかに既に廃業という回答もございました。これが大体600事業所ぐらいになるのですけれども、3,150事業所から約600事業所を引いた2,519事業所が第2回目調査の対象数ということになります。

○斉藤信委員 その説明はわかりましたが、だとすれば最初に第2回事業所調査で最初に出てくるのが事業再開状況なのです。これは77.9%となるけれども、そういう条件設定だったら、全体で77.9%再開しているとはなりませんから。議会でも知事はこうやって答弁しているのですよ。再開率という点でいえば、これは正確ではないですよ。そういう条件設定を踏まえて、再開率といった場合には、やっぱり被災した全事業者全体を見ないと正確ではないということを改めて指摘をしておきます。

その上で、今回も廃業が10%出ているのですが、これは、前回は廃業ではなかったけれ

ども、今回新たに10%廃業という形でふえたということになりますか。

○伊藤産業再生課総括課長 まず調査票の1ページに調査対象ということで第1回目から書かせていただいておりますが、その時点での廃業については対象外というような断りを入れさせていただいての調査ということにさせていただいております。

それから、廃業についてでございますが、前回159事業所（後刻「153事業所」と訂正）の廃業という回答がございました。さらに今回それに40事業所ぐらい廃業という回答がございました。今回廃業が40事業所ふえたのは、調査の中で前回再開予定あるいは検討中、この項目の方々が再開した部分もあるのですけれども、廃業した部分もあるのではないかと思います、その部分が増加したと考えてございます。失礼しました、前回の廃業は153事業所でございます。

○斉藤信委員 ちゃんと対象数は書いているのだけれども、議会で答弁するときこのデータで再開と言うから、それは正確ではないですよと私は言っているのです。わかった上で。だから、議会で被災事業所の再開と言うときにはもっと正確なデータでやりなさいと。私はこのデータは、あくまでも再開状況、再開している中で直面している課題とか、そういうことは大変よくわかるいいデータだと。

ただ、私はこの間、大船渡商工会議所にも行ったけれども、今、大船渡商工会議所でも会員以外の事業所も含めて調査しようとしているのです。全体としてもっと正確に被災状況を把握しようとしていますから。私は商工会議所、商工会は全体像をこれで把握できると思うけれども、ここに入っていない事業者もいるし、市町村はそういうところも含めて対策をとっていますから。やっぱり全事業所を視野に入れて対策をとっていただきたい。担当がいたら、全被災事業所の調査、対策はどうなっているか、これを聞いて終わります。

○伊藤産業再生課総括課長 全ての事業所の調査ということでございますが、基本的に沿岸の産業の一番大きな団体といいますと商工会議所あるいは商工会でございます。この会員が大体七、八千ぐらいと記憶しておりましたけれども、そのうちの56%ぐらいの4,300事業所ぐらいが被災しているというのは聞いてございます。ただ、商工団体のカバー率というのは、今覚えている範囲の中では五、六十%だだと思いますので、実際には沿岸で1万を超えるぐらいの事業所があると考えられております。残念ながらそれを全て網羅したような形で押さえているデータがございませんので、調査としては商工団体の会員をベースにして調査していくことが確実な方法ではないかと思っておりますし、それから出たパーセントが全県の被害の復興なり、あるいは業績等のデータに反映されるのではないのかなと思っております。

○高橋元委員 1点お尋ねしたいと思えます。

漁港の災害復旧の状況なのですが、進捗状況の中には県管理の31漁港しか出てないのです。市町村のほうは77漁港あるはずなので、これがなぜ進捗状況として載ってこないのか、圧倒的に市町村管理のほうが多いわけですので、私はなりわいの再生というところで載せてくるべきではないかなと。そう思うのが第1点です。

それから、二つ目には漁港の復旧率、被災した108漁港のうち水産物水揚げ機能や漁船の安全係留機能等が復旧した漁港の割合、平成23年度末で10%ということなのです。それで、漁港にちょっと行って見た感じでは、地盤沈下したところの海水が来ないように壁みたいに50センチ前後ずっとやっているのですけれども、船に物を荷おろしするとか、あぁいったところはかなり段差があって大変だと見てきたのですけれども、その辺含めてこのロードマップでは防潮堤、防波堤とその岸壁という形で、岸壁のほうがいつごろどういう形で復旧してくるのかなと、なかなかそれもわかりにくい。いただいた資料ではおおむね5年を目途に復旧を完了するのだという説明もちょっとあるのですけれども、この岸壁のところは早急にやる必要があると思いますけれども、この辺の計画はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○伊藤産業再生課総括課長 漁港の災害復旧状況でございますが、進捗状況に出しております数字が県管理の漁港だということでございますが、この指標は基本的には県の実施計画で実施されている事業に応じた指標になってございますので、県として事業を行っているのは県管理の31漁港でございますので、それについて指標を載せていることになってございます。

ただ、市町村が管理する77漁港ございますが、この進捗状況は8月末までに工事に着手したのが52漁港ございまして、このうち14漁港が完成しているということになってございます。また、県管理の漁港の完成でございますが、平成27年度までに先ほどの進捗状況の資料にもございますが、12漁港を予定しているところでございます。

それから、岸壁について復旧を急ぐべきではないかということでございますが、漁業生産も活発化してございますので、物を揚げるとか、あるいは船を係留するとか、岸壁の役割は非常に重要性が増してきているのだと考えてございます。基本的に漁港の整備につきましては、地元の漁協あるいは漁業者の方々とよく話し合いをしまして、まずどの部分が急ぐのか、そういうところをお聞きして、急ぐ部分から順次工事をしていくという形で平成27年度までに全ての漁港を完成していきたいと考えております。

○岩崎友一委員 1点目がロードマップに関してなのですけれども、教育、医療等を追加されて、これは本当にいい資料だと思うのですけれども、さっきの説明ですと年に4回程度の更新と聞きました。一日も早く新しい情報を欲しいというのは被災地でそういった声も非常にあるということで、計画変更になったとか、新たに災害公営住宅の建設場所が決まったとか、そういった際に都度更新するようにしたほうがいいと思うのです。ぜひそうしていただきたいと思っておりますけれども、それについての県の考えを聞きたいというのがまず一つであります。

それとこの周知方法なのですが、ホームページでは更新した場合、掲載されていますけれども、なかなかお年寄りの方々はホームページを見る方々が少ないということで、そもそも被災された方々に復興の進捗をわかってほしくてつくっている資料だと思うので、やっぱりそういったお年寄りの方々にもわかりやすい、ちゃんと見てもらえるような、そう

いった周知の方法を考えていただきたいというのが2点目であります。

それと実施計画における進捗状況ですけれども、これは例えば第1期に掲げる目標値というのがありまして、全体的にそうなのですけれども、それに対しての進捗率という形になっていますけれども、この第1期というのは、これはやらなければならないもの全体なのか、それともその中で第1期に掲げるものという、部分的なものなのか、その辺の説明をお願いしたいなと思います。

○森企画課総括課長 復興実施計画における主な取組の進捗状況に書いてございます第1期目標というものでございますけれども、これは第1期基盤復興期間、来年度まででございまして、そこまでの目標でございます。事業によりまして、第1期で終わるものもございまして、その後、第2期、第3期に続くものもございまして、全体の目標があらわされているものでございませぬ。そこら辺、ちょっとわかりづらいということもございまして、どういった表記がいいか、今後検討させていただきたいと思っております。

○蓮見復興担当技監 ロードマップの更新についての御質問でございますが、年に4回程度更新したいと考えておりますが、中身につきましては、特に市町村が事業主体のものは地元の方に日々説明会等を開催して説明して新しい情報になってまいります。また、工事の発注完了につきましても、これも各箇所によって日々変わってまいりますので、リアルタイムでこれを更新するというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、ただ年に4回という更新の頻度からして、もう少しということもございまして、新しくなった情報についてはホームページの中で明記する等、少しやり方をこれから考えたいと思っております。

それからもう一点、ロードマップの内容のお知らせの仕方についてでございますが、これはホームページに出させていただいておりますが、そのほかに市町村別に工程表をつくりましたので、例えばこれを市役所とか、役場とか、あるいは仮設住宅の中とかに張っていただくとか、被災者の方にダイレクトメール等で郵送されるときに同封していただくとか、そういった活用の仕方も可能だと思いますので、ホームページ以外も含めて必要な方に情報が届くように市町村とも連携して対応させていただきたいと思っております。

○岩崎友一委員 ロードマップの件に関しては、ぜひよろしく申し上げます。

それと進捗状況のほうですけれども、まず全体を載せていただきたいのです。目標値に対しての進捗率なので、これだけ見るとあたかも進んでいるように見えるのですけれども、全体を見れば決して進んでないと。復興は目標よりどんどん先に進んでいいわけですね。別に第1期に掲げる目標値に対して進むのではなくて、その目標をどんどん越えて、復興が早く進む分にはいいと思いますので、しっかり全体を示していただいて、それに対しての第1期の目標値とか、それぞれの進捗率という形でしっかり示していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。どうですか。

○森企画課総括課長 全ての事業で全体の目標値が既に定まっているもの、定まっていないものさまざまございまして、第1期のものだけ定まっているものというものもございまして

けれども、それぞれの事業の特徴に応じまして、要はどれだけ進んでいるかというのがわかっていただくというのが一番大切なことだと思いますので、工夫してまいりたいと存じます。

○岩崎友一委員 工夫というか、載せてください。お願いします。

○田村誠委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について及び社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について、これをもって終了いたします。

次に、日程第3、現地調査の実施についてであります。配付資料の3のとおり、11月1日から2日の日程で内陸部市町村における復旧、復興に係る取り組み状況について現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細な日程については、後日各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。